平成２２年（フ）第７１５５号
堺市北区金岡町2335番地３
破産者　株式会社悠
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９３３号
東京都中央区築地７丁目16番３号
破産者　株式会社ＮＥＥＤ
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３０６号
大阪府松原市大堀２丁目17番13―203号
破産者　大形商事株式会社
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７１７号
広島市佐伯区五日市中央４丁目14番23号
破産者　株式会社ジール
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１号
北九州市若松区南二島１丁目５番９号
破産者　株式会社米輝
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２号
北九州市若松区南二島１丁目５番９号
破産者　北九州食品流通協同組合
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６３号
鹿児島県姶良市蒲生町上久徳2390番地、開始決定時の住所鹿児島県姶良郡蒲生町上久徳2390番地
破産者　有限会社酒匂商事
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成１７年（フ）第１２２１号
青森県上北郡七戸町字笊田48番地１号
破産者　株式会社縦貫道路
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９６号
静岡県浜松市中区高丘東５丁目28番10号
破産者　医療法人社団桃秀会
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
静岡県御前崎市池新田1892番地の２
破産者　合同会社大山ガラス店
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１０１４号
大阪府岸和田市尾生町1255―１
破産者　有限会社鳥井組
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
大阪府泉南郡熊取町小谷南３丁目１番２号
破産者　平成工業有限会社
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７０３号
大阪府和泉市和気町２丁目３番１―110号
破産者　有限会社ワィ・ケー・テー
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
神戸市西区北別府２丁目１番４号、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区大日通７丁目２番22号
破産者　楠幸ゴム株式会社
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第７６３号
奈良県大和郡山市野垣内町11―１ユニライフ郡山422号田中哲人方
破産者　田中哲人合資会社
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７６４号
大阪府八尾市志紀町南３丁目116番地
破産者　平野南スポーツクラブ運営合資会社
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６１３号
高知市朝倉本町２丁目11番22号
破産者　有限会社窪田写真事務所
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７７０号
大分県別府市上田の湯町３番９号
破産者　有限会社岡谷
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１２８号
大分市大字鴛野字祐ノ木946番地の７
破産者　有限会社杉田工業
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２５号
大分県国東市国東町鶴川1322番地
破産者　有限会社イー・エム企画
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４３号
埼玉県吉川市道庭２丁目８番地８、旧住所埼玉県三郷市早稲田４丁目23番地10
破産者　白井美登利
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
秋田県北秋田市小又字下川原88番地
破産者　吉田　隆藏
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部